

川崎市総合計画 第2期実施計画 基本的な考え方

【抜粋版】

平成29(2017)年8月

川崎市

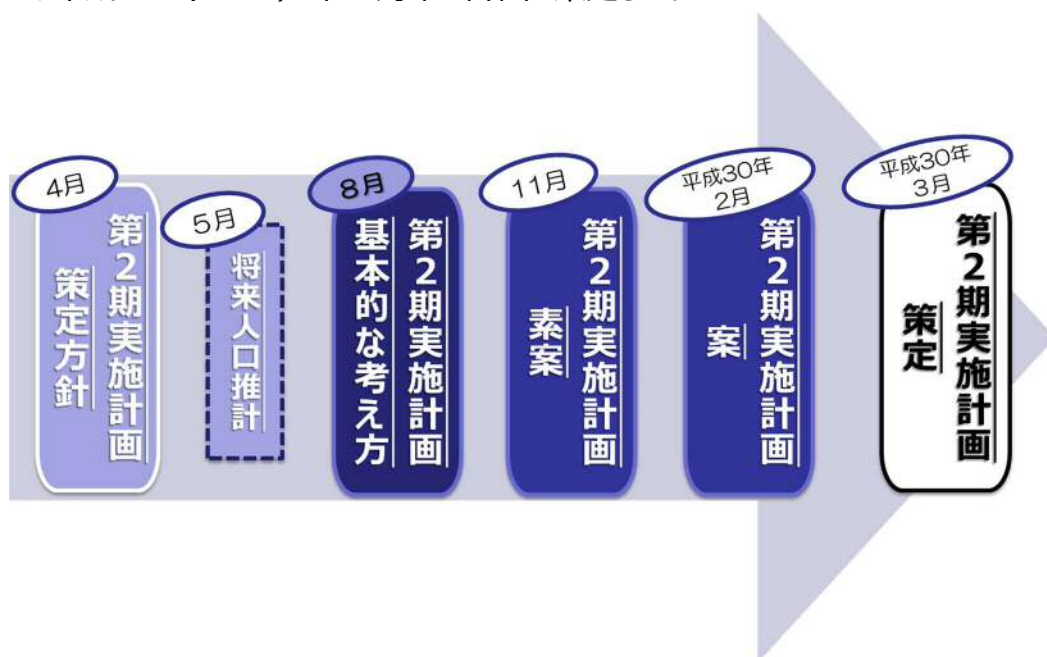
川崎市総合計画 第2期実施計画 基本的な考え方について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。平成29（2017）年度は、第1期実施計画の最終年度となるため、平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの4年間を計画期間とする第2期実施計画の策定に向けて、取組を進めています。

この「川崎市総合計画 第2期実施計画 基本的な考え方」は、第2期実施計画の策定に向けて、主に計画策定の進捗状況をお示しするものです。

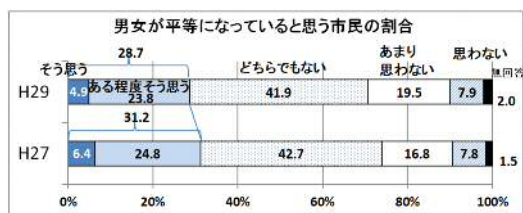
具体的には、第1期実施計画での取組を示しつつ、これまで継続的に取り組んできた課題や直面する「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」を改めて整理しながら、この間の社会環境や都市環境の変化による新たな課題も踏まえた状況の分析等を行い、今後、計画に位置づける各施策の具体的な取組を考える上での課題認識や視点等を記載しています。

また、持続可能な行財政運営を可能とする「行財政改革第2期プログラム」の検討と連携しながら、実施計画策定に向けて庁内検討を進め、平成29（2017）年11月に「第2期実施計画素案」、平成30（2018）年2月に「第2期実施計画案」をとりまとめ、平成30（2018）年3月中に計画を策定します。

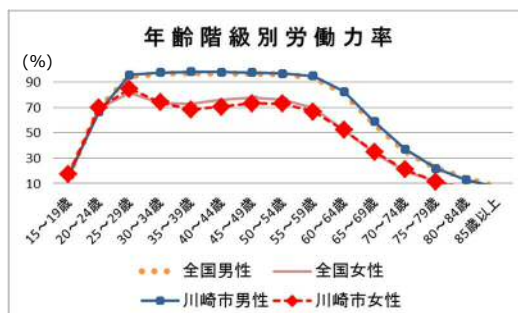


施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

- ・ 男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、職場・学校・家庭・地域など、あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を發揮し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、男女平等に関する普及活動を推進しています。
- ・ 平成 27（2015）年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、第 4 期男女平等推進行動計画の策定に向けて検討を進めています。



資料：平成 28 年度かわさき市民アンケート



資料：平成 27 年 国勢調査

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ これまでの人権問題に対する取組を進めるとともに、多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる社会の実現への市民の問題意識も高まってきていることから、多様な市民の権利を尊重する取組を進める必要があります。
- ★ 職業生活における女性の活躍推進については、女性の労働力率（15歳以上の人口における労働力人口の割合）を年齢階級別に見ると、結婚や出産の多い年代で下がる、いわゆる M 字カーブを描いていることなどを踏まえ、「職業生活と育児・介護など家庭生活の両立」や、「職業生活における女性の力の十分な發揮」、「企業における取組の推進」などに取り組む必要があります。

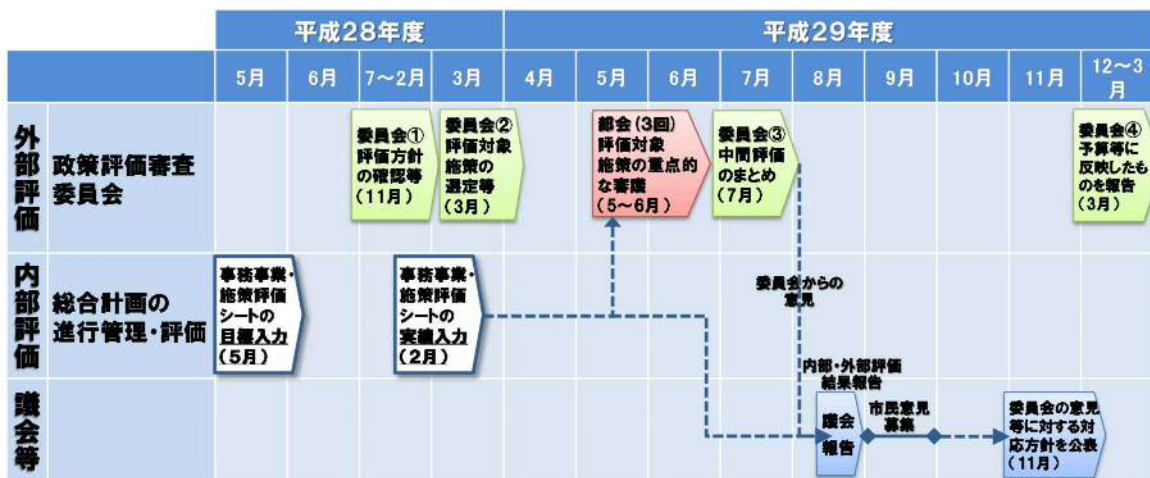
昨年、政策評価審査委員会で審議を行った施策については、委員会の審議結果も踏まえて、「計画策定に向けた主な視点」を作成

政策評価審査委員会で選定された評価対象施策

部会	施策名	選定の視点	施策の進捗状況	内部評価結果の妥当性
第1部会	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	③、④	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	②、③	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	②、③	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばして、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	③、④	A.順調に推移	妥当
第2部会	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	①、②、③	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	③	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくり	②	C.進捗は遅れている	妥当
	施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	③	C.進捗は遅れている	妥当
第3部会	施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	②	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基本整備	③	A.順調に推移	妥当
	施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	③、④	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	②	B.一定の進捗がある	妥当

(5) 政策評価審査委員会からの意見への対応

上記の「政策評価審査委員会で選定された評価対象施策」のとおり、部会における審議の結果、選定された12の施策について、本市が行った内部評価の結果については、透明性、客観性及び公正さが確保されており妥当であると判断されました。また、より効果的に施策を推進するための意見（資料編「4 平成28年度川崎市総合計画 第1期実施計画における施策評価（中間評価）の審議結果（抜粋）」参照）については、市の対応方針を作成・公表し、今後の取組改善や第2期実施計画の策定に活用していきます。



4 平成 28 年度川崎市総合計画 第 1 期実施計画における施策評価（中間評価）の審議結果（抜粋）

施 策	施策 1-4-1 総合的なケアの推進
施策の直接目標	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる
成果指標	① 高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合 【(H26) 17.07%⇒(H28 実績値) 17.49%(H28 目標値:17.64%)指標達成度 a】
	② 地域包括ケアシステムの考え方の理解度 【(H27) 10.1%⇒(H28 実績値) 9.9%(H28 目標値:13%)指標達成度 c】
	③ 在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 【(H26) 308 人⇒(H28 実績値) 609 人(H28 目標値:602 人)指標達成度 a】
	④ 介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 【(H25) 10.6%⇒(H28 実績値) 11.5%(H28 目標値:10.6%)指標達成度 a】
	⑤ 民生委員児童委員の充足率 【(H27) 90.5%⇒(H28 実績値) 87.8%(H28 目標値:93.4%)指標達成度 c】
	⑥ 認知症サポーター養成者数（累計） 【(H26) 24,034 人⇒(H28 実績値) 41,980 人(H28 目標値:31,400 人)指標達成度 a】
施策の進捗状況	B. 一定の進捗がある
内部評価結果の妥当性	妥当と判断
付 帯 意 見	
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市の地域包括ケアシステムの特徴である、「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場所で安心して暮らし続けることができる地域の実現」のため、地域包括ケアシステム推進ビジョンに示されたロードマップの「第 2 フェーズ」に向けては、高齢者だけではなく、障害者や子どもなど、真にケアを必要とする人に対して、効果的なケアが行われるような仕組みづくりについて検討していくことを望む。 ● 地域包括ケアシステムに対する市民の認知度を上げていくには、引き続き、様々な手法・媒体を活用して十分な市民への啓発・PR 活動を行っていくとともに、地域包括ケアシステムを支える様々な地域活動が重要であるということについて、体感できる仕組みづくりを望む。また、何らかのケアが必要になったときに対応してくれる機関として、各区の地域みまもり支援センターや地域包括支援センターなどがあることについて、市民に十分な周知を行い、市民に安心感を持ってもらうことが必要となる。 ● 地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在、重点的に進めている取組については、3～5 年後に的確に成果を把握できるよう、現時点でそのベースラインとなるデータを準備しておくことが必要である。また、将来の政策提言に役立つようなベースラインの調査を行う際には、適切な指標となるよう、関係者と協働して、今の時点から指標について検討しておくことを望む。さらに、成果の把握を通して、今後、市民が安心して老後を迎えられると感じられるようなデータを示し、市内外への PR につなげていくことも望む。 ● 民生委員児童委員の充足率の向上のためには、民生委員児童委員の活動内容に対する理解を一層進めていくとともに、活動を支えるサポート体制づくりや、若い世代や働いている世代が活動に参加しやすい環境づくりについても、検討を進めていくことを望む。 	

政策評価審査委員会による審議結果を
「基本的な考え方」に記載